

よくある質問（区域施策編）令和7年3月31日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
【1.全般】に関する質問	—	Q1-1	区域施策編の策定は地方公共団体に課せられた義務ですか。	都道府県、指定都市等（※）は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項（いわゆる区域施策編）を策定することを義務付けられています。また、その他の市町村は、同法第21条第4項において、区域施策編の策定に努めることとされています。このことは、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）においても、地方公共団体の基本的役割として定められています。 ※中核市及び施行時特例市も区域施策編の策定が義務付けられています。施行時特例市の策定義務は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第59条の記述に基づきます。	2017年6月26日	2025年3月31日
		Q1-2	区域施策編を事務事業編や、そのほかの計画と統合して策定することはできますか。	地方公共団体実行計画としては問題ありません。ただし、統合計画の中に区域施策編における必要事項が記載されていることが条件となります。例えば、多くの地方公共団体において、事務事業編と区域施策編をそれぞれ別個に策定・実施している例が見られますが、両者を一体的に推進していく観点から見ると、2つの計画を一本化することが推奨されます。また、政策分野が類似しており、関連が深いと考えられる計画などについても、一体策定が推奨されています。複数の計画の一体策定ならびに共同策定については、下記の事務連絡も参考にしてください。 ■環政総発第2303175号 令和5年3月17日「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r04/tb_r4fu_16env_8.pdf	2016年3月31日	2025年2月19日
		Q1-3	事務事業編と区域施策編はどのような関係にありますか。	事務事業編は地方公共団体の「全ての事務・事業」が対象であり、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画であるのに対し、区域施策編はその地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進するための計画です。なお、地方公共団体は区域における事業者でもあることから、区域施策編において、事務事業編の関係する排出部門は主に業務部門となります。詳細は、マニュアル詳細版（旧・本編）の133ページをご参照ください。	2016年3月31日	2025年3月31日
		Q1-4	都道府県と市町村など、複数の地方公共団体が共同で区域施策編を策定することは可能ですか。	複数の地方公共団体が共同で区域施策編を策定いただくことは問題ございません。計画の策定に必要なマンパワー・専門知識が不足している地方公共団体においては、共同策定によってこれらの課題を解決することが期待されます。詳細は、マニュアル詳細版（旧・本編）の10ページ「1-2.区域施策編の制度的位置付け」、66ページ「3）広域連携等を活用した他の地方公共団体との連携」をご参照ください。	2021年8月31日	2025年3月31日
【2.現況推計】に関する質問	2.1現況推計全般	Q2.1-1	地方公共団体の推計した温室効果ガス排出量を積み上げると、国全体の排出量と等しくなりますか。	各地方公共団体においては、独自の推計手法が用いられている場合があり、全国的に統一されていません。また、各種統計を使って推計を行うという制約上、国と地方公共団体との温室効果ガス排出量の算定方法も異なります。このため、地方公共団体で推計した温室効果ガス排出量を積み上げても国全体の排出量と等しくはなりません。例えば、二酸化炭素を排出する化石燃料について、国の場合は、国全体の輸出入量や生産量、消費量等の各種統計により、かなり正確に把握できる一方、都道府県や市区町村においては、行政区画ごとに同様の統計資料を整備することは事実上困難であり、統計データを按分するなどの推計が必要となるため、国全体の排出量と地方公共団体の排出量の合計値は必ずしも一致しません。	2016年3月31日	—
		Q2.1-2	国や都道府県の温室効果ガス排出量データを按分する方法で算定した場合は、地方公共団体において実施した地球温暖化対策・施策の効果が、算定された排出量に反映されないのですか。	マニュアル（算定手法編）で例示した現況推計手法は、統計データの制約上、按分に頼らざるを得ない部分があり、地球温暖化対策・施策の効果が十分に反映されない場合があります。このため、区域施策編に基づいて実施する地球温暖化対策・施策の効果については、それぞれの対策・施策に評価指標を設けた上で、進捗を管理し、評価するように工夫してください。また、これによらずに、地方公共団体独自の精度の高い現況推計手法により算定している場合は、その算定手法により現況推計を行っても構いません。	2016年3月31日	—
		Q2.1-3	区域施策編の温室効果ガス総排出量を算定する際の現状年は、何年にすべきですか。また、その際の排出係数は、何を参考とすればよいですか。	現状年とは、温室効果ガス総排出量の把握ができる最新年を指し、例えば2025年度であれば2023年度となります。区域施策編で利用する排出係数については、マニュアル（算定手法編）330～373ページの一覧表に掲載されているとおり、様々な根拠条文や出典が引用されています。排出係数の取扱いについては、限定されているものではないため、推計の方法によって排出係数を選択可能です。	2016年3月31日	2024年6月12日
		Q2.1-4	温室効果ガス排出量の算定に使用する係数が見直された場合、過去の実績を遡って算定しなおすべきですか。また、計画を見直す必要がありますか。	地球温暖化対策推進法では、区域施策編に係る温室効果ガスの排出量について、具体的な算定方法や算定対象期間、公表時期等は規定されておらず、各地方公共団体の裁量に委ねられています。その上で、例えば、既に算定・公表している過年度の排出量については再算定せず、改正された地球温暖化対策推進法施行令等の施行日以後に算定・公表する排出量については、改正後の排出係数を適用することが考えられます。なお、計画を一から作り直す必要もありません。	2022年10月5日	2024年3月8日

よくある質問（区域施策編）令和7年3月31日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
		Q2.1-5	マニュアル（算定手法編）の式に従い、特定の業種に対して総合エネルギー統計の統計値とSHKデータの差分を「業種内の中小事業所排出量」としたところ、一部の業種で中小事業所排出量がマイナスで計上されてしまいます。理由は何ですか、また、どのように対処すればよいですか。	理由として、①総合エネルギー統計とSHK制度で、電力の排出係数に差異がある、②総合エネルギー統計とSHK制度での統計上の部門区分に一部乖離がある、③部門排出量に占める大規模事業者の排出量の比率が大きい場合、中小事業所の排出部分が非常に小さくなり、仮にSHK報告データに誤りがあった場合にその誤差が伝播しやすいなどが考えられます。 画一的な対処方法は確立されていませんが、個別対応として、1. あくまでもマニュアル通りに計算し、マイナスの中小事業所排出原単位を利用する、2. 都道府県別エネルギー消費統計を利用する（該当する業種がある場合のみ）、3. 中小規模事業所数をゼロと見なし、特定事業所のみを排出量をカウントする（特に鉄鋼業、化学工業、非鉄金属製造業などの大型プラントを有することが想定される業種）、4. 産業分類別ではなく、部門トータルでの差し引きとする、等を御検討いただき、その旨注釈を加えていただければと考えます。	2021年8月31日	—
		Q2.1-6	区域施策編の策定にあたり、エネルギー起源CO ₂ 以外の「工業プロセス分野、農業分野、代替フロン等4ガス分野」は対象からはずしてもよいですか。	現況推計のために必要な統計や区域のエネルギー使用量の実績値を取得できるかどうかや、有効な対策・施策を講じられるかどうかを勘案して、対象とする温室効果ガスの部門・分野を選択してください。例えば、区域の温室効果ガスの大半をエネルギー起源CO ₂ が占める場合など、地域の実情に応じて対象をエネルギー起源CO ₂ に限定することも考えられます。対象を限定する場合は、計画の対象範囲において何を対象にするかを明示することが望ましいです。なお、地方公共団体の区分により対象とすることが望まれる部門・分野については、マニュアル詳細版（旧・本編）の79ページに記載しています。	2022年10月5日	2024年6月12日
		Q2.1-7	区域施策編において、固定価格買取制度（FIT制度）で売電事業を行っている施設（太陽光発電施設や風力発電施設等）について、温室効果ガス排出削減実績の対象としてよいですか。	再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出削減量の算定に当たっては、消費側でカウントすることが基本です。そのため、再生可能エネルギーで発電した電力がFIT・FIP制度による売電の場合は、売電した側は温室効果ガス排出削減実績としては算定できません。 一方、地域経済への貢献や、国全体（あるいは区域外）のカーボンニュートラル実現への貢献といった観点から、再生可能エネルギーの導入目標や導入量そのものを評価することも非常に重要です。そのため、区域施策編において、温室効果ガス排出量の削減目標とは別に、区域内の再生可能エネルギーや再生可能エネルギー導入による区域外の温室効果ガス排出量の削減への貢献量を目標として設定することなどが考えられます。	2022年10月5日	—
		Q2.1-8	温室効果ガス排出量の算定に用いた統計データの推計方法が変更になった場合、前年度以前の排出量も遡及修正するべきですか。	大きな変更があった場合は、経年変化を見るために、基準年度以降は遡及修正を行うことが望ましいです。ただし毎年の修正が難しい場合は、計画改定時に行うことが考えられます。	2022年3月14日	—
		Q2.1-9	クレジットとして認証された排出量や吸収量が市外に流出した場合、区域施策編の吸収量からの控除は必要でしょうか。	区域内で創出されたクレジットが区域外の主体に購入・無効化等される場合、区域の排出量・吸収量の算定、もしくは排出削減量の算定において環境価値の二重計上の懸念が生じるため、取引された全クレジット量を把握し、クレジットを移転した側・移転された側双方の排出量を調整することが、二重計上回避の観点から必要であると考えられます。しかしながら、現時点では、クレジットの取引を地方公共団体が包括的に情報を管理し、把握することが可能な体制となっていないため、区域の排出量の算定において必ずしもこれを考慮する必要はありません。仮に、地方公共団体がクレジット等を調達することにより、区域の排出量をオフセットする際は、クレジット等の使用量や排出量を公表することが望まれます。	2025年2月19日	—
	2.2森林等吸収源	Q2.2-1	区域全体の森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を推計する方法と算定対象はどのようなものがありますか。また、区域全体の温室効果ガス吸収量を推計できるツール等がありますか。	区域施策編では、「地理的な行政区域内」を排出・吸収量の算定対象とします。区域施策編の森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の推計対象は、区域内の森林及び都市緑化です。 地方公共団体によって、国有林、公有林、民有林の所有・管理状況、保安林の指定状況も様々ですので、算定の対象とする森林は地方公共団体の考えで決定して問題ありません。 詳しくは、マニュアル（算定手法編）の208～232ページを御確認ください。 【森林について】 簡易な手法は（3）です。 （1）森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法 （2）森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する手法 （3）森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法 【都市緑化について】 簡易な手法は（2）です。 （1）日本国温室効果ガスインベントリの方法に準ずる手法 （2）低炭素まちづくり計画作成マニュアルに準ずる手法 現時点では、区域全体の温室効果ガス吸収量を推計できるツールは御用意していません。	2021年12月22日	2025年2月19日
		Q2.2-2	森林等吸収源による温室効果ガス吸収量を推計するにあたり、必要な情報はどのように収集しますか。	【森林について】 マニュアル（算定手法編）の214～217、220～223ページに記載のある「2）具体的な推計方法（生体バイオマス）」を御確認いただき、都道府県の森林関係を所管する課にお問合せください。 回答A2.2-1の推計手法（1）で使用する森林蓄積の情報は民有林のみでしか得られません。そのため、1）民有林のみで蓄積変化を推計する、2）民有林で実施した蓄積変化の値を民有林と国有林の面積比で拡大推計する、といった対処方法がありますが、2）の方法はあくまで区域内の民有林と国有林の状況が似通っていると考えられる場合にのみ適用してください。 回答A2.2-1の推計手法（2）（3）で対象とする「森林吸収源対策が行われた森林」に関するデータは、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」を参考にすることが考えられます。 【都市緑化について】 マニュアル（算定手法編）の229～231ページに記載のある「3）推計に用いるデータ及び統計資料」を御確認いただき、必要なデータを都道府県の都市緑地を管轄する課にお問合せください。	2021年12月22日	2024年6月12日

よくある質問（区域施策編）令和7年3月31日更新

分野	小見出し	番号	質問	回答	作成日	最終更新日
2.3自治体排出量カルテ		Q2.3-1	公表されている、「自治体排出量カルテ」について、過去の排出量に差異があるのはなぜですか。 ある年度までの自治体排出量カルテのデータを、排出量削減目標基準とする場合、ある年度より後のデータとの差異をどのように考慮すればよいですか。	自治体排出量カルテは、都道府県別エネルギー消費統計、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく事業所排出量、固定価格買取制度等の公表データを基に作成されています。これらのデータは、過去に遡って修正が入るため、過年度に公表した排出量について変更がある可能性があります。特に、令和2年12月に都道府県別エネルギー消費統計の推計方法が大きく変更され、1990年度まで遡って数値が改められています。そのため、過年度に公表していたカルテは、古いデータとなるため、公表していません。 データの差異についての考慮方法ですが、決められた方法はありません。一つの方法として、排出量削減目標を設定した段階の基準年度の排出量との比較と合わせて、最新のデータに基づく基準年度の排出量との比較を行うことが考えられます。	2021年10月1日	2025年2月19日
		Q2.3-2	公表されている、「自治体排出量カルテ」で用いられている統計データを教えてください。	自治体排出量カルテで用いている統計データについては、自治体排出量カルテのサイトにある「自治体排出量カルテの説明資料」「各部門の算出方法」に整理されています。 ■自治体排出量カルテ（環境省ウェブサイト） https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html	2022年3月14日	2025年2月19日
		Q2.3-3	自治体排出量カルテにある「④再エネ導入量・ポテンシャルの現状把握」シートの区域の再生可能エネルギーによる発電電力量について平成25年度以前の数値を把握できますか。	自治体排出量カルテの「④再エネ導入量・ポテンシャルの現状把握」シートの区域の再生可能エネルギーによる発電電力量は、経済産業省の固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト「A表 都道府県別認定・導入量」「B表 市町村別認定・導入量」で公表されている値を用いておりますが、平成24年7月末から平成26年3月末の間は、「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」として市町村別の認定・導入状況は公表されていないため、自治体排出量カルテと同じ情報源では示すことができません。	2021年10月1日	2025年3月31日
		Q2.3-4	自治体排出量カルテの二酸化炭素排出量は、再生可能エネルギーによる二酸化炭素削減分も加味されていますか。	自治体排出量カルテは都道府県別エネルギー消費統計を基に排出量を推計しており、当該統計における、再生可能エネルギーの利用による効果は、「燃料や他人から供給された電気や熱の使用量」の削減量として反映されているといえます。	2021年10月1日	—
		Q2.3-5	自治体排出量カルテの二酸化炭素排出量は、森林吸収量も含まれていますか。	自治体排出量カルテにおける、二酸化炭素排出量には、森林吸収量のデータは含まれていません。	2021年10月1日	—
2.4自治体排出量カルテ以外の現況推計のツール類		Q2.4-1	運輸部門（自動車）CO ₂ 排出量推計データにおいて、運輸部門の排出量が、対前年比で大幅に増減した場合の要因として考えられることは何ですか。	出所とするOD調査のデータが切り替わる2005年度・2010年度・2015年度においては、OD調査の回答者による誤差・バラつきに伴い、トリップ当たり距離に変動差が生じることが主な要因と考えられます。 なお、令和2年度に、より正確な推計とするため推計方法を見直しています。	2021年8月31日	2023年12月8日
		Q2.4-2	地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトの【データ】部門別CO ₂ 排出量の現況推計の数値は、その年の排出量として使用してもよいですか。	可能です。 ただし、当該現況推計は統計の炭素量按分による推計であり、一定程度の精度で排出量を把握するため、要因分析や計画目標の設定に活用することができますが、区域のエネルギー使用実態の偏りや低炭素化の進捗の偏りが平均化されてしまうため、必ずしも対策・施策の効果を正確に反映しない場合があることに留意が必要です。正確性の観点からは、可能であれば、区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を活用して地方公共団体の排出量を算定することが望ましいです。	2021年10月1日	2025年2月19日
		Q2.4-3	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量推計データを地方公共団体別に示している資料はありますか。また、数値を入力すると自動的に排出量を推計できるツールはありますか。	二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、自治体別の排出量の算定は行っておりません。主にマニュアル（算定手法編）の標準的手法に基づく二酸化炭素排出量の推計データを、【データ】部門別CO ₂ 排出量の現況推計や【データ】自治体排出量カルテなどで提供しております。 なお、現時点では、自動的に排出量を推計するツールは御用意していません。 【データ】部門別CO ₂ 排出量の現況推計 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#step1 【データ】自治体排出量カルテ https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual4.html#tool	2022年12月27日	2025年2月19日
【3.将来推計（目標設定）】に関する質問	—	Q3-1	区域施策編の温室効果ガス総排出量の削減目標及び達成状況は吸収量を見込んだ値としてよいですか。	国の「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）においても、削減目標は吸収量を見込んだ値となっております（地球温暖化対策計画の19ページ参照）。そのため、削減目標の達成については、例えば、排出量を100にする目標に対して、「排出量110：吸収量20の場合、目標を達成した」と判断いただいて問題ありません。 一方で、森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量は、温室効果ガス排出量と性質が異なるため、相殺された後の排出量のみを記載するのではなく、それぞれでも記載（排出量110：吸収量20など）いただくのが望ましいです。	2022年12月27日	—
【4.対策・施策】に関する質問	—	Q4-1	区域施策編を策定するに当たって、その計画に基づいた地球温暖化対策・施策の進捗や効果をどのように評価したらよいですか。	計画策定に当たっては、エネルギー起源CO ₂ 排出量の地域特性を分析し、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門の部門毎に地球温暖化対策・施策の優先順位をつけ、個別の具体的な対策・施策目標を設定の上、評価することが適当と考えます。対策・施策目標の設定については、マニュアル詳細版（旧・本編）の110ページ以降に具体的な目標設定の方法が記載されていますので、参考にしてください。	2016年3月31日	2025年2月19日
		Q4-2	区域施策編を実施するに当たって、吸収源対策で効果的な施策はありますか。	施策例として、マニュアル（算定手法編）で森林吸収源対策や農地土壌炭素吸収源対策、都市緑化等の推進を挙げています。その内、森林吸収源対策のひとつとして、森林環境譲与税を活用したカーボン・オフセットの取組事例を掲載しているため、検討時のご参考としてください。 ■事例集（環境省ウェブサイト） https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/shinrinzeijirei.pdf	2020年11月19日	2025年2月19日